

# 大蔵委員會議録 第三号

昭和三十七年一月三十日(火曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

- 委員長 小川 平二君
- 理事 嶋田 宗一君 理事 黒金 泰美君
- 理事 毛利 松平君 理事 山中 貞則君
- 理事 有馬 輝武君 理事 平岡忠次郎君
- 理事 横山 利秋君
- 足立 篤郎君 伊藤 五郎君
- 大久保武雄君 岡田 修一君
- 金子 一平君 正示啓次郎君
- 竹下 登君 津雲 國利君
- 濱田 幸雄君 藤井 勝志君
- 古川 文吉君 吉田 重延君
- 岡 良一君 久保田鶴松君
- 佐藤觀次郎君 芳賀 貢君
- 広瀬 秀吉君 藤原豊次郎君
- 武藤 山治君 春日 一幸君

出席政府委員

- 大蔵政務次官 天野 公義君
- 委員外の出席者
- 大蔵事務官 (大臣官房財務) 松井 直行君
- 調査官 (大臣官房財務) 柏木 雄介君
- 調査官 (大臣官房財務) 木村 雄介君
- 調査官 門 員 坂井 光三君

本日の會議に付した案件

小委員会設置に関する件  
参考人出席要求に関する件  
昭和三十六年産米穀についての所得  
税の臨時特例に関する法律案(内閣  
提出第一号)  
通行税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第二号)

相続税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二号)

印紙税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一四号)

日本輸出入銀行法の一部を改正する

法律案(内閣提出第二四号)

関税法の一部を改正する法律案(内

閣提出第二号(予)

保険業法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一二号(予))

地方自治法第五十六條第六項の規

定に基づき、税関支署及び財務部出

張所の設置に関し承認を求めるの件

(内閣提出、承認第一号)

○小川委員長 これより會議を開きま

す。

小委員会設置の件についてお諮りい

たします。

困政に関する調査を行なうため、税

制及び税の執行に関する小委員会並び

に金融及び証券に関する小委員会を設

置いたしと存じますが、御異議あ

りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小川委員長 御異議なしと認めま

す。よって、設置するに決しました。

なお、各小委員の員数はそれぞれ十

三名とし、小委員及び小委員長の選任

並びにその辞任、補欠選任等につきま

すは委員長に御一任願いたいと存じ

ますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小川委員長 御異議なしと認めま

す。

昭和三十六年産米穀についての所

得税の臨時特例に関する法律案

す。よって、さよう決しました。

では、後刻委員長において指名し、

公報をもって御通知いたします。

○小川委員長 参考人出席要求の件に

ついてお諮りいたします。

金融に関する件について、明三十一

日商工組合中央金庫の代表者に参考人

として出席を求め、意見を聴取いたし

たいと存じますが、御異議ありません

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小川委員長 御異議なしと認めま

す。よって、さよう決しました。

なお、参考人の人選等につきまして

は、委員長に御一任願います。

○小川委員長 次に、昭和三十六年産

米穀についての所得税の臨時特例に関

する法律案、通行税法の一部を改正す

る法律案、相続税法の一部を改正する

法律案、印紙税法の一部を改正する法

律案、日本輸出入銀行法の一部を改正

する法律案、関税法の一部を改正する

法律案、保険業法の一部を改正する法

律案及び地方自治法第五十六條第六

項の規定に基づき、税関支署及び財務

部出張所の設置に関し承認を求めるの

件の八件を一括して議題といたします。

昭和三十六年産米穀についての所

得税の臨時特例に関する法律案

一 昭和三十六年産米穀についての所

得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

所得税の臨時特例に関する法律案

ログラムにつき、七百二十円

三 昭和三十六年十月十一日から

同月二十日までの間に売り渡し

た米穀については、玄米換算正

味六十キログラムにつき、六百

四十円

四 昭和三十六年十月二十一日か

ら同年十一月四日までの間に売

り渡した米穀については、玄米

換算正味六十キログラムにつ

き、五百六十円

五 昭和三十六年十一月五日から

昭和三十七年二月二十八日まで

の間に売り渡した米穀について

は、玄米換算正味六十キログラ

ムにつき、四百八十円

2 前項の場合において、同項第一

号から第四号までに規定する米穀

が、食糧管理法(昭和十七年法律

第四十号)第三条第二項の規定に

基づく政府の買入価格に買入れ

れの時期に応ずる格差が設けられ

ていない米穀であるときは、当該

米穀についてのこれらの号に掲げ

る金額は、これらの号の規定にか

かわらず、四百八十円とする。

附則

この法律は、公布の日から施行す

る。

理由

昭和三十六年産米穀につき、事前

売渡申込制度の円滑な実施に資す

るため、事前売渡申込に基づいて政府

に米穀を売り渡した者の所得税を軽

減する。

第一類第五号 大蔵委員會議録第三号 昭和三十七年一月三十日

減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

通行税法の一部を改正する法律案  
通行税法の一部を改正する法律案  
通行税法(昭和十五年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「百分ノ二十」を「百分ノ十」に改める。

第十五条を削り、第十六条中「法人ノ代表者」の下に「(法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ管理人ノ定アルモノノ管理人ヲ含ム)」を加え、「第十四条」を「前条」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十五条とする。

法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ代表者又ハ管理人ノ定アルモノニ付前項ノ規定ノ適用アル場合ニ於テハ其ノ代表者又ハ管理人ガ其ノ訴訟行為ニ付其ノ社団又ハ財団ヲ代表スルノ外人ヲ被告人又ハ被疑者トスル場合ノ刑事訴訟ニ関スル法律ノ規定ヲ準用ス  
附則第四項中「百分ノ二十」を「百分ノ十」に、「百分ノ二十」を「百分ノ十」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。  
2 改正後の通行税法第二条及び附則第四項の規定は、昭和三十七年四月一日以後に領取する旅客運賃等(同条に規定する旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金又は寝台料金をいう。以下同じ。)に係る通行税について適用し、同

日前に領取した旅客運賃等に係る通行税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる通行税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

今次の税制改正の一環として、通行税の負担を軽減するためその税率を引き下げるとともに、罰則に関する規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

相続税法の一部を改正する法律案  
相続税法の一部を改正する法律案  
相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 罰則(第六十八條―第七十三條)」を「第九章 罰則(第六十八條―第七十二條)」に改める。  
第十五条第一項中「百五十万円と三十万円」を「二百万円と五十万円」に改める。

附則

第七十一条中「法人の代表者」の下に「(管理者の定めのある人格のない社団又は財団の管理者を含む。)」を加え、同条に次の一項を加える。  
2 前項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団について前項の規定の適用

がある場合においては、その代表者又は管理者がその訴訟行為につき当該社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。  
第七十三条を削る。

附則

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。  
2 改正後の相続税法第十五条の規定は、昭和三十七年一月一日以後に相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。)により取得した財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

理由

3 この法律の施行前にした行為並びにこの法律の施行前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税及び昭和三十六年十二月三十一日以前に贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。)により取得した財産に係る贈与税につきこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

今次の税制改正の一環として、相続税の負担を軽減するため遺産に係る基礎控除額を引き上げるとともに、罰則に関する規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

印紙税法の一部を改正する法律案  
印紙税法の一部を改正する法律案  
印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第八号及び第九号中「二十円」を「十円」に、「並ニ外国通貨ヲ以テ表示ヲ為シタルモノ」を「外国通貨ヲ以テ表示ヲ為シタルモノ」に、「並ニ外国為替及び外国貿易管理法第二十七条乃至第三十条ノ規定ニ基キ政令ヲ以テ定メラレタル非居住者自由円勘定ヲ通ズル方法ニ依リ決済セラルルモノニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ」に改め、同項第三十二号中「又ハ積金通帳」を「若ハ積金通帳又ハ相互銀行若ハ無尽会社ノ発スル掛金通帳」に改める。  
第五条第七号中「一万円」を「五万円」に改める。

第六条中「又ハ」の下に「命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ印紙税額ニ相当スル現金ヲ政府ニ納付シ且」を加える。  
第十四条中「第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條」を削る。

第十四条ノ二中「法人ノ代表者」の下に「(法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ管理人ノ定アルモノノ管理人ヲ含ム)」を加え、同条に次の一項を加える。  
法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ代表者又ハ管理人ノ定アルモノニ付前項ノ規定ノ適用アル場合ニ於テハ其ノ代表者又ハ管理人其ノ訴訟行為ニ付其ノ社団又ハ財団ヲ代表スルノ外人ヲ被告人又ハ被疑者トスル場合ノ刑事訴訟ニ関スル

法律ノ規定ヲ準用ス  
附則  
1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。  
2 この法律の施行前に納めた、又は納めるべきであつた印紙税については、なお従前の例による。  
3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

今次の税制改正の一環として、零細な記載金高の字形等につき負担の軽減を図るとともに、所要の規定の整備を行ふ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案  
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案  
日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。  
第四条中「七百八十三億円」を「九百八十三億円」に改める。  
第十八条の三第一項中「二倍」を「三倍」に改める。

附則

この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。  
理由  
日本輸出入銀行の業務の円滑な運営に資するため、その資本金を増額するとともに、借入金金の限度額を引

き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

開税法の一部を改正する法律案  
開税法の一部を改正する法律案  
関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「岡山 宇野」を  
岡山 宇野  
岡山 水島」に改める。

別表第二中「福岡 板付」を  
福岡 板付  
福岡 鹿見島」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

理由

最近における外国貿易の事情にか  
えりみ、水島港を開港に、鹿見島空  
港を税関空港にそれぞれ追加する必  
要がある。これが、この法律案を提  
出する理由である。

保険業法の一部を改正する法律案  
保険業法の一部を改正する法律  
保険業法（昭和十四年法律第四十  
一号）の一部を次のように改正す  
る。

第十二条ノ三第一号中（船舶ヲ保  
険ノ目的トスル損害保険事業ニ在リ  
テハ保険料率ニ係ルモノヲ除ク）を  
削る。

附則

この法律は、公布の日から施行す  
る。

理由  
最近における海上保険事業の事情  
等にかんがみ、損害保険会社が船舶  
保険料率について共同行為をするこ  
とができることとする必要がある。  
これが、この法律案を提出する理由  
である。

地方自治法第五十六條第六項の  
規定に基づき、税関支署及び財務

部出張所の設置に関し承認を求め  
るの件

地方自治法第五十六條第六項  
の規定に基づき、税関支署及び  
財務部出張所の設置に関し承認  
を求めるの件

神戸税関姫路出張所を税関支署と  
するとともに、中国財務局岡山財務  
部に倉敷出張所を設置する必要がある  
ので、別紙のとおりその設置につ  
いて、地方自治法（昭和二十二年法律  
第六十七号）第五十六條第六項の  
規定に基づき、国会の承認を求める。

別紙

一 新設する税関の支署

所轄税関	税関支署名	位置	管轄区域
神戸	姫路	姫路市	兵庫県のうち 姫路市 高砂市 加古川市 小野市 西脇市 龍野市 相生市 赤穂市 印南郡 加古郡 加東郡 加西郡 多可郡 神崎郡 飾磨郡 揖保郡 赤穂郡

二 新設する財務部の出張所

所轄財務局	所屬財務局	出張所名	位置	管轄区域
中国	岡山	倉敷	倉敷市 児島市 玉島市 笠岡市 井原市 浅口郡 小田郡 後月郡 吉備郡のうち真備町	

備考

一 廃止する税関の出張所

所轄税関	出張所名	位置
神戸	神戸税関姫路出張所	姫路市

二 廃止する財務局又は財務部の出張所

所轄財務局	所屬財務局又は財務部	出張所名	位置
北海道	北海道	室蘭	室蘭市

理由

最近における外国貿易の進展に伴  
り税関業務の増加に対応し、税関行  
政の円滑な遂行を図るため、現在の  
税関出張所のうちから神戸税関姫路  
出張所を税関支署とするとともに、  
岡山県水島地区における国有財産の  
管理処分の円滑な遂行を図るため、  
中国財務局岡山財務部に倉敷出張所  
を設置する必要があるからである。

○小川委員長 政府より提案理由の説  
明を聴取いたします。天野大蔵政務次  
官。

○天野政府委員 ただいま議題となり  
ました昭和三十六年度米穀について  
の所得税の臨時特例に関する法律案外七  
件について、提案の理由を御説明申し  
上げます。

まず、昭和三十六年度米穀について  
の所得税の臨時特例に関する法律案に  
ついて申し上げます。

この法律案は、昭和三十六年度の米  
穀につき、事前売り渡し申し込み制度  
の円滑な実施に資するため、米穀の生  
産者が同年度の米穀を政府に対し事前  
売り渡し申し込みに基づいて売り渡し  
た場合において、従来と同様同年分の  
所得税について、その売り渡しの時期  
の区分等に応じ、玄米換算百五十キロ  
グラム当たり（一石当たり）平均千四  
百円を非課税とする措置を講じようと  
するものであります。

次に、通行税法の一部を改正する法  
律案、相続税法の一部を改正する法律

中国 松江

江津 江津市

案及び印紙税法の一部を改正する法律  
案の三案について御説明申し上げます。

政府は、国民の税負担の現状に顧み  
まして、昭和三十六年度の税制改正に  
引き続く税制の体系的整備の一環とし  
て、昭和三十七年度において、中小所  
得者の負担の軽減を主眼とする間接税  
及び所得税の減税を中心に、国税にお  
いて平年度千二百億程度の減税を行  
なうこととし、今国会におきましてこ  
れら税制の整備のための関係法律案を  
提出いたす準備を進めておりますが、  
ここにさしあたり関係三法律案を提出  
いたす次第であります。

以下順次右法律案について、改正の  
内容を申し上げます。

第一に、通行税法の一部を改正する  
法律案について申し上げます。

通行税につきましては、昭和三十六  
年度の税制改正におきまして、二等寝  
台料金に対する課税を非課税とするこ  
とによって、二等寝台を利用する乗客  
の負担の軽減をはかったのであります  
が、今回、間接税の税率につき、一般  
的に小売段階で課税するものについて  
は一〇〇程度の税率を基準として体系  
を整備することとした関係から、現  
在、通行税を課することとしている国  
鉄の一等、汽船の特等乗客の支払  
う運賃に対する税率についても現行の  
二〇〇から一〇〇に引き下げること  
いたしております。

第二に、相続税法の一部を改正する  
法律案について申し上げます。

相続税につきましては、昭和三十三

年度の改正以来据え置きとなつて、最近における相続税の負担について、最近における資産価格の推移等に顧み、相続があつた場合の遺産にかかる基礎控除額を引き上げることとした。すなわち、この控除額は、従来、百五十万円に相続人一人当たり三十万円を加算した金額でありましたが、今回、これを二百万円に相続人一人当たり五十万円を加算した金額に改めることとするものであります。この改正により、相続人五人の標準世帯におきましては、その遺産額が四百五十万円程度までは課税されないこととなり、大部分の農家及び中小企業者については、相続税が課されなくなるものと考えております。

第三として、印紙税法の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、零細な記載金高の手形等に対する印紙税負担の軽減をはかるとともに、実情に即するよう諸規定の整備を行なうとするものであります。まず第一に、約束手形及び為替手形につきましては、零細な金額の手形に対する納税の負担と手数を省略し、取引の円滑化をはかるため、現行の免税点の一万円を五万円に引き上げるとともに、十万円以下の金額の手形について、現行二十円の税率を十円に引き下げることとした。さらに、一覽払いの手形、外国通貨表示の手形等につきましても、現在、二十円の税率を十円に引き下げることとし、なお、最近非居住者自由円勘定の開設が認められたことに伴い、外国通貨表示の手形にかえて、自由円表示の手形が使用されることになりましたので、この手形につきましても、外国通貨表示の手形と同様に十円の税率とすることとした。

第二に、相互銀行及び無尽会社の発する掛金通帳につきましては、相互銀行等の通帳形式も整つて参りましたので、この際、その掛金通帳を印紙税法上に掲名することとし、あわせて、預・貯金通帳との税負担の均衡をはかるため、税率を現行の二十四から十円に引き下げることとした。第三に、印紙納付にかえて認められる一定表示による現金納付の方法につきましては、増資による新株発行の場合には、現行法では、株券の印刷都合上、払い込み期日から相当以前に印紙税を納付することとなりますが、このため失権株については過誤納の問題を生じておりますので、この際、株券数の確定時である払い込み期日に印紙税を納付する方法を採用することとした。以上が三法律案についての提案の理由と内容の概要であります。

次に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案について御説明いたします。日本輸出入銀行は、昭和二十五年二月、日本輸出入銀行として設立されて以来、プラント輸出金融を中心として輸出入及び海外投資に関する金融を行ない、わが国貿易の振興並びに経済協力の推進に格段の寄与をいたして参りましたことは御承知の通りであります。

日本輸出入銀行の業務は、わが国貿易の進展に伴つて着実に伸びてきており、その融資残高は、昨年十二月末において千七百七十三億圓に達しております。今後海外からのプラント輸出等の引き合いは、東南アジアを初めとして、さらに増加していくことが予想されますとともに、これら諸国等との経済協力も、また一層その実を上げていくものと思われ、日本輸出入銀行の融資を必要とする事業は、ますます増加する見通しであります。

昭和二十七年度のわが国経済運営の第一目標は、国際収支の均衡を回復することであり、そのためには、積極的に輸出の伸張をはかる必要があることは申すまでもないところでございます。その施策の一つとして輸出振興に重要な役割を果たしております日本輸出入銀行の資金源の充実をはかることが緊要と考えられます。

このため政府といたしましては、日本輸出入銀行の資本金を増額することにも、借入金の限度額の引き上げを行ない、プラント輸出等の金融に遺憾のないよう措置することとし、ここに日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案を提出いたしました次第でございます。

次に、今回の改正の要点を申し上げます。まず、第一に、日本輸出入銀行の資本金を増額することであり、昭和十七年度の財政投融資計画において、政府は、日本輸出入銀行の融資見込み額を千二百五十億圓と推算し、このため必要な資金として、同行に対し、出資及び貸付により、新たに八百十億圓の資金を供給することとしたしております。このうち二百億圓は、産業投資特別会計からの出資金を予定いたしておりますので、これに伴い、同行の資本金七百八十三億圓を二百億圓増額して九百八十三億圓とする必要がありま

第二に、借入金の限度額を引き上げることです。日本輸出入銀行に対する資金需要は、プラント輸出の伸び、国際競争における輸出条件の変化等外的条件の変動に左右される面が多く、年度途中において資金需要が急激に増加する場合も予想されるのであります。このような資金需要の急増に対処し、輸出振興に遺憾のないよう措置いたしますためには、現在の借入金の限度額では十分とは申せませんので、これを自己資本の三倍まで引き上げることとしたのであります。

これが、この法律案を提出する理由でございます。次に、関税法の一部を改正する法律案について御説明いたします。この法律案は、最近における外国貿易の実情に顧みまして、水島港を開港に、鹿児島空港を税関空港にそれぞれ追加しようとするものであります。以下、改正の内容について簡単に御説明申し上げます。

まず、水島港につきましては、昨年から貿易実績が急激に上昇し、港湾設備及びその将来性についても他の開港に比して遜色がないので、同港を開港に追加しようとするものであります。また、鹿児島空港につきましては、昨年九月に鹿児島沖繩間に定期航空路が開設され、外国貿易に使用されることになりましたので、これを税関空港に追加しようとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。次に、保険業法の一部を改正する法律案について御説明いたします。

現行の保険業法は、昭和二十六年の改正以来、船舶保険については、船舶保険料率に関する共同行為だけを独禁法の適用除外としておらず、損害保険料率算出団体に関する法律に基づく、いわゆる算定会料率率が適用されてきております。

これは、当時、我國の船腹がまだまだ少なく、かつ、戦艦船、老船等々の劣悪な船舶が多く、保険成績もよくなかつたことにかんがみ、船舶保険本来の姿である協定料率制を採用することなく、当分の間算定会料率をもつて必要な配慮を加味していくことを適当と判断したことによるものであります。しかしながら十年を経過した今日におきましては、わが国船腹は相当の拡充を見、新鋭船舶を中心にその保有量もすでに戦前水準を越え、しかも各船舶、各船主ごとの特色、特性の事績も相当期間にわたつて積み上げられた結果、企業保険としての基礎もようやく確立いたしましたので、航空保険、海上貨物保険などと同様に協定料率制に移行し、船舶保険の特殊性に沿つたいわゆるきめのこまかい料率を実施することが適当と思われる情勢となつてい

このよう実情に照らし、この際、船舶保険事業の円滑な運営に資するとともに海運事業の健全な発展に寄与するため、船舶保険の料率について共同行為をすることができるよう所要の措置を講ずる必要がありま。以上がこの法律案を提出する理由であります。最後に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署及び財務部出張所の設置に関し国会の承認を

求めるの件について御説明いたします。

まず、神戸税関姫路出張所を税関支署とすることです。最近の姫路出張所において取り扱う輸出入申告等の事務取り扱い件数は、飛躍的な増加の傾向にありますが、姫路港は、その港湾設備及び背城産業等の立地条件に恵まれ、さらに将来の伸展が大いに期待されているところでありまして、同出張所を税関支署として独立性を付与し、現地における税関業務をさらに迅速かつ円滑に処理しようとするものであります。

次に、中国財務局岡山財務部に倉敷出張所を設置することです。最近倉敷市水島地区における発展は著しいものがあり、製鉄事業、石油事業その他重工業地帯として注目されておりますが、同地区における発展に対処し、同地に財務部の出張所を設け、国有未利用財産の転活用をはかることも、戦後大量に物納された旧軍需工場財産の管理処分を、一そう迅速かつ円滑に処理しようとするものであります。

以上の理由によりまして、地方自治法第五十六条第六項の規定に基づいて国会の御承認を求める次第であります。

以上、昭和三十六年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案外七件について、提案の理由を御説明申し上げます。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願いする次第でございます。

○小川委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

各件に対する質疑は次会に譲ります。

○小川委員長 これより委員会を懇談会とし、内閣より提出を予定されております各法律案について説明を聴取することといたします。

それではこれより懇談に入ります。

〔午前十時四十六分懇談会に入る〕  
〔午前十一時五十九分懇談会を終わって散会〕



第一類第五号

大蔵委員会議録第三号 昭和三十七年一月三十日

昭和三十七年二月一日印刷

昭和三十七年二月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局